

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会定款細則

第1章 総則

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）の施行についての細則を次のとおり定めるものとする。

第2章 理事会が定める日常の業務の会長専決

第2条 定款第26条の「日常の業務として理事会が定めるものについて」は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免等、人事に関する事。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち軽微なもの。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

第3章 役員を選出委嘱

(理事)

第3条 定款第18条の理事の選任については、当分の間別表1により選出する。

(評議員)

第4条 定款第7条の評議員の選任については、当分の間別表2により選出する。

(就任承諾書の提出)

第5条 委嘱を受けた役員等は就任承諾書を提出するものとする。

第4章 部会

(部会)

第6条 定款第32条により次の部会を設けることができる。

- (1) 総務企画部会
- (2) 障害福祉部会
- (3) 児童福祉部会
- (4) 老人福祉部会
- (5) その他会長が必要と認める部会

(部員の委嘱)

第7条 部員の選任は、理事、評議員及び社会福祉に関係のある団体の構成者、又は、社会福祉事業に関心を持ち、若しくは、学識経験のある者で、本会の趣旨に賛同して協力する者のなかから会長が委嘱するものとする。

2 部会長は、部員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し統括する。部会長事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部員がこれにあたる。

4 部会は、部会長が招集し議長となる。

(部員の任期)

第8条 各部会の任期は2年とする。

2 補欠により委嘱された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 補則

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成18年5月30日から施行し、平成18年5月24日から適用する。

附則

この細則は、平成20年5月28日から施行する。

附則

この細則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この細則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この細則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和元年12月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

理事の選出基準

選出区分	人 員	職名又は団体名
識見を有する者	2	市が推薦した者
区長会（自治会）	3	区長会連合会
民生児童委員	1	民生児童委員協議会会長
社会福祉協議会支部	1	社会福祉協議会支部長会長
福祉施設	1	社会福祉事業を運営する団体の役職員
行政関係	1	市健康福祉部長
社会福祉協議会	1	社協事務局長
計	10	

別表2（第4条関係）

評議員の選出基準

選出区分	人 員	職名又は団体名
行政関係	2	福祉課長、こども未来課長
議 会	1	福祉環境常任委員長
区長会（自治会）	7	区長会連合会
民生児童委員	3	民生児童委員協議会 副会長
ボランティア団体	1	ボランティア連絡協議会
商 工 団 体	1	商工会議所・商工会
女性団体(男女共同参画推進連絡協)	3	男女共同参画推進連絡協議会長
日本赤十字奉仕団		日本赤十字奉仕団委員長
老人クラブ		老人クラブ連合会長
身体障がい者団体		身体障がい者福祉協会長
手をつなぐ育成会		手をつなぐ育成会長
福祉施設	1	社会福祉事業を運営する団体の役職員
計	19	